議発第4号議案

豊川市議会会議規則の一部改正について

豊川市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。 平成24年12月18日提出

提出者 豊川市議会議会運営委員長 太 田 直 人

豊川市議会会議規則の一部を改正する規則

豊川市議会会議規則(平成17年豊川市議会規則第1号)の一部を次のよう に改正する。

目次中「第7節 発言(第49条-第64条)」を

「第7節 発言(第49条-第64条)

第8節 公聴会(第64条の2-第64条の7) に、

第9節 参考人(第64条の8)

「第8節」を「第10節」に、「第9節」を「第11節」に、「第10節」を「第12節」に、「第11節」を「第13節」に改める。

第1章中第11節を第13節とし、第8節から第10節までを2節ずつ繰り下げ、第7節の次に次の2節を加える。

第8節 公聴会

(公聴会開催の手続)

第64条の2 議長は、会議において公聴会を開く議決があったときは、その 日時、場所及び意見を聴こうとする事件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第64条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書 でその理由及び事件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第64条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等 (以下「公述人」という。)は、議会において決定し、議長から本人にその 旨を通知する。 2 議会は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者の中に、その事件に対して で賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなけ ればならない。

(公述人の発言)

- 第64条の5 公述人の発言は、議会がその意見を聴こうとする事件の範囲を 超えてはならない。
- 2 議長は、公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な発言があるときは、発言を禁止し、又は退場させることができる。

(議員と公述人の質疑)

- 第64条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。
- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第64条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第9節 参考人

(参考人)

- 第64条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人に出席を求める会議の日時、場所及び意見を聴こうとする事件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 2 参考人については、第64条の5から前条までの規定を準用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。